

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 8 月 10 日

横浜市旭区長 堀口和美

送達を受けるべき者	住所又は所在地	-
	氏名又は名称	別添のとおり
送達する書類名	令和8年度 介護保険料額決定通知書 及び 令和8年度 介護保険料額通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

令和8年度介護保険料額決定通知書等 公示送達 別添

公示日 令和8年8月10日

番号	氏 名	送達する書類名
1	龍野 強	令和8年度介護保険料額決定通知書
2	篠原 美江	令和8年度介護保険料額決定通知書
3	根石 恵美子	令和8年度介護保険料額通知書